

コグネックス ソフトウェアライセンス契約書

本ソフトウェアライセンス契約（以下「**本契約**」という）は、コグネックスが提供するソフトウェア又はコグネックスの製品に組み込まれたのソフトウェアの使用許諾に関してお客様（個人又は法人）（以下「**ライセンシー**」という）とCognex Corporation又はその子会社若しくは関連会社（以下「**コグネックス**」という）との間で締結された適法な契約である。本契約が適用されるコグネックスのソフトウェアには、コンピュータソフトウェア、関連ファームウェア、ソフトウェア又はファームウェアに対するあらゆる変更、改良又は更新が含まれる。また、関連する媒体、印刷物、及び「オンライン」又は電子形式の付随資料が含まれる（以下、これらを総称して「**本コグネックスソフトウェア**」という）。

本コグネックスソフトウェアには、コグネックス及び/又はそのライセンサーの特定のコンピュータプログラム及び他の独自のマテリアルが含まれる。これらの使用は、本契約の規定にしたがって行われるものとする。ソフトウェアのメディアパッケージを開封し、本コグネックスソフトウェアをインストールし、又はその他の方法でこれを使用若しくは複製した場合、ライセンシーであるお客様は、(A) 自身が本契約を読み、その内容を理解したことを認めたことになり、(B) 本契約を締結する権利、権能及び権限を自身が有していることを表明及び保証したことになり、並びに、(C) 本契約を承諾し、本契約の条項に法的に拘束されることに同意したことになる。本コグネックスソフトウェアに電子的にアクセスする場合、お客様は、本契約に「同意する (Accept)」旨のボタンを選択するか、又は「私はライセンス契約の規定に同意する (I accept the terms in the License Agreement)」との文言の横にあるボックスにチェックを入れることにより、本契約の規定の承諾の意思表示となる。お客様が当該条項に同意しない場合は、お客様は、ソフトウェアのメディアパッケージの開封、「同意する」のクリック、並びに、本コグネックスソフトウェアのインストール、使用及び複製を行ってはならない。

1. 本コグネックスソフトウェアの所有権

本コグネックスソフトウェアは、ライセンスされるものであり、販売されるものではない。コグネックスは、本契約において明示的にライセンシーに付与されていない一切の権利を留保する。コグネックス及び/又はそのライセンサーは、(i) 本コグネックスソフトウェア（本コグネックスソフトウェアに具現化された一切の知的財産権を含む）、(ii) 本コグネックスソフトウェアに付随するサービスマーク、商標、商号、その他の称号の一切、及び (iii) 本コグネックスソフトウェアに関連する一切の著作権、特許権、営業秘密、その他の財産権について、すべての権利、権原及び権益を有しており、今後もこれらを保有するものとする。本コグネックスソフトウェアは、著作権、その他の知的財産権に関する法律及び条約により保護されている。

2. ライセンス許諾

ライセンシーが本ライセンス料（第16条において定義する）を支払い、かつ、本契約のすべての条項と条件を遵守することを条件として、コグネックスは、ライセンシーに対し、本契約の期間中、本コグネックスソフトウェアを、ライセンシー自身の社内業務のために、(i) 単一のコグネックスビジョンプロセッサ若しくはコグネックスハードウェアモジュール、(ii) 単一のPC、若しくは(iii) 本コグネックスソフトウェアの操作を可能ならしめるその他の単一のハードウェアモジュールにインストールし、又はこれらと組み合わせて、オブジェクトコード形式で、かつ、付随資料に従って使用するための、全世界、非独占的かつ一身専属的で譲渡不能な制限付きライセンス（以下「本ライセンス」という）を許諾する。ライセンシーがコグネックス製品の認定再販業者（ディストリビューター、VAR（付加価値再販業者）又はOEM）である場合、当該ライセンシーは、本コグネックスソフトウェアを、当該ライセンシーの直接のエンドユーザー顧客にサブライセンスし、及び/又は、該当する場合には、直接のエンドユーザー顧客に販売を行う中間顧客にサブライセンスすることが許可されるものとする。当該サブライセンスは、本契約の規定に従ってのみ、許諾されるものとする。ライセンシーは、当該サブライセンスの許諾前若しくはその許諾と同時に、本契約の写しをライセンシーの顧客に提供し、当該顧客が本コグネックスソフトウェア若しくは本コグネックスソフトウェアを含む製品若しくは本コグネックスソフトウェアと同梱される製品を使用し、又は、その支払いを行う前に、本契約の規定を確認できるよう、合理的な機会を与えるものとする。いかなる当該サブライセンス下においても、(i) ライセンシーの顧客は、本契約上のライセンシーのあらゆる義務に服し、本契約の目的上、追加のライセンシーとなるものとし、かつ、(ii) ライセンシーは、ライセンシーの製品にはコグネックスからのライセンスに基づく著作権保護されたソフトウェアが含まれていることを顧客に示す表示を付すものとする。ライセンシーは、本契約が、本契約に基づきライセンス供与された本コグネックスソフトウェア又は本コグネックスソフトウェアを派生させたソフトウェアに係る権利、権原又は権益を保有する第三者の利益のためにその効力を維持することに同意する。本ライセンスに従って引き渡される本コグネックスソフトウェアが、従前に本コグネックスソフトウェアをホストしていたプロセッサ、ハードウェアモジュール又はPCにおいて使用されるべきものである場合において、新たに引き渡される本コグネックスソフトウェアが従前の本コグネックスソフトウェアに代替するものである場合（機能のアップグレードその他によるものか否かを問わない）、従前の本コグネックスソフトウェアの使用に係るライセンスは、最新の代替本コグネックスソフトウェアがインストールされた時点で完全に失効するものとし、従前の本コグネックスソフトウェアの一切の使用（別のプロセッサ、ハードウェアモジュール、PC等における使用か否かを問わない）は中止されなければならない。従前の本コグネックスソフトウェアのライセンスが失効した場合、これを復活させることはできない。

3. 無料の試用版/評価版

ライセンサーが、コグネックスが本コグネックスソフトウェアを提供するコグネックスのウェブサイト又はオンラインマーケットプレイスを通じて、本コグネックスソフトウェアの無料の試用版、評価版又はデモ版（以下、併せて「**評価版**」という）について登録した場合、コグネックスは、本コグネックスソフトウェアの評価版を、次のうちのいずれか早く到来する時点までライセンサーが無料で試用できるようにするものとする。(a) 本コグネックスソフトウェアの使用についてライセンサーが登録した無料試用期間（若しくは、当該期間が特定されていないときは30日間）が終了した時点、(b) ライセンサーが申込み、コグネックスが承諾した当該本コグネックスソフトウェアに関する単数ないし複数の本オーダーフォームにおけるライセンスサブスクリプション期間若しくはライセンス期間の開始日、又は (c) コグネックスがその単独の裁量で終了した時点。評価版は、評価版以外の本コグネックスソフトウェアのライセンスの購入の是非を決定するために本コグネックスソフトウェアを評価する必要がある場合に限り使用することができる。ライセンサーは、評価版をその他の目的（競合分析目的、商業目的、専門的目的、営利目的など）で使用してはならない。ライセンサーは、コグネックスの別段の合意がある場合を除き、同一の本コグネックスソフトウェアの評価版を、任意の12か月間に、2回以上の試用又は2回以上の評価期間を超えて利用してはならない。いかなる組織又はその組織の管理下にある個人も、コグネックスの別段の合意がある場合を除き、複数の電子メールアドレスを使用してアカウントにサインアップし、同一の組織が同一の本コグネックスソフトウェアの評価版を2回以上試用できるようにしてはならない。試用に関する追加の条件は、試用登録用のウェブページに掲載されることがある。当該追加の条件は、ここでの参照により本契約に組み込まれ、法的拘束力を有するものとなる。ライセンサーは、無料試用期間中、本コグネックスソフトウェアの性能、互換性、ライセンサーの意図した用途への適合性、及び提供される付随資料の質について、合理的な範囲で、書面によるフィードバックを提供するものとする。ライセンサーは、無料試用期間中に本コグネックスソフトウェアの欠陥、エラー、バグ又はその他の問題が確認された場合には、これをコグネックスに報告することに同意する。コグネックスは、コグネックスに対する口頭及び書面による当該報告の内容を、ライセンサーに対して何等の義務を負うことなく、あらゆる事業目的のために使用することができる。いかなる場合にも、コグネックスは、ライセンサーが提供する情報について、ライセンサーにその対価を支払う責任を負わない。本契約の他のいかなる規定にもかかわらず、無料試用期間中において、本コグネックスソフトウェア及びコグネックスからのサポートは、「現状有姿」で提供され、明示的、黙示的、法定の別を問わず、いかなる種類の保証もなされず、かつ、コグネックスは、当該保証の一切を否認する。コグネックスは特に、商品性及び特定目的への適合性に関する黙示的な保証を否認する。上述の条件で本コグネックスソフトウェアをダウンロードし、これにアクセスし、又はこれを使用した場合、ライセンサーは、当該ソフトウェアを「現状有姿」で承諾し、また、その使用期間中にわたり、明示的

及び黙示的な保証及び条件の一切を放棄したことになる。いかなる場合にも、コグネックスは、データの損傷又は逸失、ソフトウェア又はコンピュータの故障、その他の原因に起因するものか否かにかかわらず、また、たとえコグネックスが当該損害の可能性を知らされていたとしても、いかなる損害（逸失利益、貯蓄の損失、又は付随的若しくは派生的損害を含むがこれらに限られない）についても、その責任を一切負わないものとし、また、無料試用期間中の本コグネックスソフトウェアの使用に起因する、ライセンシーが提起するその他の請求、又はライセンシーを相手取って第三者が提起する請求についても、その責任を一切負わない。

4. サンプルソースコードのライセンス

本コグネックスソフトウェアには、サンプルソースコードライセンス（以下に定義する）に従ってライセンシーのアプリケーションに含めることがライセンシーに許可されるサンプルソースコード（以下に定義する）が含まれることがある。コグネックスは、ライセンシーが本契約のすべての条項を遵守することを条件として、ライセンシーに対し、コグネックスの製品上での使用又はコグネックスの製品と組み合わせた使用でのみ、サンプルソースコードを変更及び複製して、そのサンプルソースコードから得られるアプリケーションソリューションを開発し、ライセンシーのエンドユーザー顧客に頒布（オブジェクトコード形式に限る）する、全世界、非独占的、一身専属的、譲渡不能、制限付き、かつロイヤルティ無償のライセンス（以下「**サンプルコードライセンス**」という）を許諾する。本契約に記載される本コグネックスソフトウェア及び本コグネックスソフトウェアのサンプルソースコードに係るコグネックスの権利を除き、ライセンシーは、本契約に基づき許可されたライセンシーのアプリケーションのためにライセンシーが作成したすべての派生サンプルソースコード（以下に定義する）に係るすべての権利、権原及び権益を有する。「**サンプルソースコード**」とは、本コグネックスソフトウェアと共に頒布されるソースコードであって、ファイル名若しくはフォルダタイトルにサンプル、サンプルコード、サンプルアプリケーションコード等として特定されるもの、又はサンプルアプリケーション開発コードとして、別途ライセンシーに提供されるものをいう。「**派生サンプルソースコード**」とは、ソースコード形式の著作物であって、サンプルソースコードに基づく若しくはサンプルソースコードから派生したもの、又はサンプルソースコードの一部を含むもの若しくはそれを取り入れたもので、既存の著作物の所有者であるコグネックスの許可なしに作成された場合に著作権侵害となるものをいう。上記には、改訂、変更、翻訳（コンピュータによる編集若しくは要約を含む）、抜粋、凝縮、拡張、又はその他の形式（サンプルソースコードが再構成、変換若しくは適応されるもの）が含まれる。

5. 複製

ライセンシーは、アーカイブ目的の場合に限り、本コグネックスソフトウェアの複

製を作成することができ、また、バックアップ目的の場合に限り、本コグネックスソフトウェアの複製を1部作成することができる。ただし、ライセンシーは、前文に従ってインストールされたコピーが動作不能である場合を除き、当該複製を自らインストール又は使用したり、いずれかの者がインストール又は使用することを許可したりしてはならない。また、ライセンシーは、動作不能な複製をアンインストールするか、その他の方法で削除するものとする。ライセンシーが作成する本コグネックスソフトウェアの一切の複製は、(i) コグネックスの独占的財産となり、(ii) 本契約の条項の適用を受けるものとして、かつ、(iii) 原版に含まれるすべての商標、著作権、特許、その他の知的財産権表示を含むものでなければならない。ライセンシーは、アーカイブ目的及びバックアップ目的以外の目的で本コグネックスソフトウェアの複製を作成してはならない。

6. 使用制限

ライセンシーは、コグネックスの書面による事前の同意なしに、次のような行為を自ら行ったり、第三者によるこれらの行為を支援、教唆又は許可したりしてはならない。すなわち、(i) 本契約において許諾される本ライセンスの範囲を超えて本コグネックスソフトウェアを使用する行為（本コグネックスソフトウェアの複製の作成を含む）、(ii) 適用されるサードパーティーライセンスにより要求される場合を除き、何らかの手段を用いて、本コグネックスソフトウェアを逆コンパイル、逆アセンブル若しくはその他の形でリバースエンジニアリングしたり、本コグネックスソフトウェアのソースコード若しくは基礎となるアイデア、ファイル形式、相互運用性インターフェースやアルゴリズムの再構成若しくは発見を試みる行為、(iii) 本コグネックスソフトウェア上で若しくは本コグネックスソフトウェアと共に提供される商標、若しくは著作権、商標、特許、その他の知的財産権表示若しくは財産権表示（それらの複製を含む）を除去し、改変し、削除し、若しくは不明瞭にする行為、(iv) 本コグネックスソフトウェアに関連して使用される、若しくは本コグネックスソフトウェアに含まれる、セキュリティ装置若しくはセキュリティ保護を回避若しくは侵害する行為、(v) 本コグネックスソフトウェアの一部若しくは全部を変更、翻訳、翻案したり、その他の方法でその派生物を作成したりする行為、(vi) 権限のない当事者による本コグネックスソフトウェアの使用を可能にする方法を開発する行為、(vii) 本コグネックスソフトウェアを、(a) 本コグネックスソフトウェアのベンチマーキング若しくは競合分析のために使用し、(b) 競合するソフトウェア製品若しくはサービスの開発、使用、提供のために使用し、若しくは(c) コグネックスに損失若しくは商業的不利益を与えるようなその他の目的で使用する行為、(viii) ネットワーク経由で行うかホストベースで行うかを問わず、インターネット若しくはウェブホスティング、広域ネットワーク（WAN）、仮想プライベートネットワーク（VPN）、仮想化、タイムシェアリング、サービスビューロー、サービスとしてのソフトウェア（SaaS）、クラウドその他の技術若しくはサービスに関連して行う等、本コグネックスソフトウェア若しくは本コグネックスソフト

ウェアの特性や機能を、理由の如何を問わず、第三者に賃貸、リース、貸与、販売、サブライセンス供与（第2条で許可される場合を除く）、公開、移転し若しくはその他の方法で利用可能にする行為、又は(x)法律、規制若しくは規則に反する態様で本コグネックスソフトウェアを使用する行為をいう。さらに、ライセンシーは、本コグネックスソフトウェアの付随資料において明示的に許可されている場合を除き、ホストPC又はハードウェアモジュール上で本コグネックスソフトウェアをインストール及び/又は実行した後に、ビジョン処理の実行又は結果の返送を要求する目的で、当該ホストPC又はハードウェアモジュールから、第2のPCその他のハードウェアモジュールやデバイスへのデータ送信、当該ホストPC又はハードウェアモジュールとのその他の形での連動を可能にするような行為をすることを禁止され、かつ、ライセンシーは、第三者によるこれらの行為を支援、教唆又は許可してはならない。開発目的で許諾されるライセンスは、その目的が社内業務用であるか社外販売用であるかにかかわらず、製品展開をサポートする目的でこれを使用することはできず、そうした使用は明示的に禁止される。

7. 禁止用途

コグネックスの書面による事前の同意がある場合を除き、本コグネックスソフトウェアの次のような用途での使用は、許可も、ライセンス供与も、デザインも、また意図もされておらず、また、ライセンシーは、当該用途での本コグネックスソフトウェアの使用を許可してはならない（以下、これらの各々を「**禁止用途**」という）。具体的には、(i) 原子力装置、(ii) 航空若しくは航空宇宙装置、若しくは、航空交通管制装置、航法装置若しくは通信装置、(iii) 兵器、(iv) 生命維持、集中治療若しくは人体への外科的移植を目的とした医療機器や医療システム、又は(v) ライフクリティカルな（以下に定義する）装置若しくはシステムにおける使用をいう。前文に定める禁止事項は、禁止用途に付随する設計、製造、建設、運用及び保守活動にも適用される。「**ライフクリティカル**」な装置又はシステムとは、(a) その故障若しくは誤作動により、人の死亡若しくは重傷、人の健康及び安全に重大なリスクを与える環境的危害が生じる可能性のある装置若しくはシステム、又は、(b) 10億時間の動作につき1人未満の生命しか失われないように設計されている装置若しくはシステムをいう。コグネックスは、ライセンシー、中間顧客、又はエンドユーザーによる禁止用途に関連した責任を否認するものであり、本条項に反していずれかの当事者が当該禁止用途に関与した場合には、当該当事者が全面的にその責任を負うものとする。

8. ライセンシーは、直接的であれ間接的であれ、ライセンシーが提供したアクセス権を通じて行われる本コグネックスソフトウェアのあらゆる使用について、全責任を負うものとする。直前文の事項の一般性を制限することなく、特に、ライセンシーは、ライセンシーの認定ユーザーによる、又はライセンシー若しくは認定ユーザーから本コグネックスソフトウェアのアクセス権又は使用权の提供を受けたその他の個人又は事業体によ

る、本コグネックスソフトウェアに関するすべての行為及び必要な行為の不履行に対して、当該アクセス権又は使用権が本契約において認められているか、本契約に違反しているかにかかわらず、全責任を負うものとする。

9. 更新/補完

本契約は、ライセンシーが初めて本コグネックスソフトウェアの複製を取得した日以降にライセンシーが取得する、本コグネックスソフトウェアの更新、補完、アドオンコンポーネント又は製品サポートサービスに対して適用される。ただし、ライセンシーが更新条件を承諾する場合、又は別の契約が適用される場合はこの限りでない。

10. データの使用

「**ライセンシーデータ**」とは、本コグネックスソフトウェアにより処理される、又はライセンシーからコグネックスに提供されるライセンシーのすべてのデータ及び画像をいう。ライセンシーは、ライセンシーデータに係るすべての権利、権原及び権益（知的財産権、その他の財産権の一切を含む）を所有するものとする。ライセンシーは、コグネックスに対し、(i) 本コグネックスソフトウェアを提供するために、また、(ii) 本コグネックスソフトウェアを分析、改良及びサポートするために、ライセンシーデータにアクセスし、これを使用、複製、処理し、保存する、全世界、非独占的、ロイヤルティ無償の権利及びライセンスを許諾する。

11. 統計データ

ライセンシーは、コグネックスが、本コグネックスソフトウェアの最適化とサポート、性能の向上を目的として、集計され匿名化された統計データを収集し、これを使用することができることを認め、これに同意する。「**統計データ**」とは、本コグネックスソフトウェアの使用に関連して生成される使用データをいう。これには、クラッシュ情報、位置情報、オペレーティングシステム、使用日時、ユーザー設定の変更（設定が変更されたという事実。ただし、ライセンシーの実際の数値は記録されない）などが含まれる。統計データには、個人を特定できる情報や個人情報に含まれない。統計データの所有権その他の権利は、コグネックスに帰属する。

12. プライバシー及びデータ保護

ライセンシーは、本コグネックスソフトウェアの使用に関連して、特定の個人を識別できる情報（以下「**個人情報**」という）を提供してはならない。ただし、コグネックスが当該情報を受領することに明示的に同意している場合で、ライセンシーによる本コグネックスソフトウェアの使用に関連して必要とされる場合に限り、この限りでない。ライセンシーは、ライセンシーがコグネックスに提供する個人情報について責任を負うものとする。ライセンシーは、ライセンシーによる個人情報の使用に関する

プライバシーポリシーを定め、必要な場合には、コグネックスに個人情報を転送する前に、必要な同意を得るものとし、また、個人情報の収集と使用に関するすべての適用法令を遵守するものとする。

13. 保証の否認

本コグネックスソフトウェアは、「現状有姿」で、かつ、あらゆる欠陥を含んだ状態で提供される。コグネックス及びそのライセンサーは、いずれの本コグネックスソフトウェアについてもいかなる保証も行わず、また、明示的、法定、黙示的の別を問わず、一切の保証を否認する。ここでいう保証には、商品性、特定目的に対する適合性、信頼性、可用性、正確性、完全性又はウイルスの不存在についての保証、取引の過程又は商習慣に起因する保証、及び非侵害の保証などが含まれるが、これらに限られない。コグネックスは、本コグネックスソフトウェアがいかなる要求にも適合すること、本コグネックスソフトウェアの動作が中断されないこと、又は本コグネックスソフトウェアの動作にエラーが生じないことについて、いかなる保証も行わない。上述の事項を制限することなく、コグネックスは、本コグネックスソフトウェア又は本コグネックスソフトウェアの使用結果が、ライセンサー又はその他の第三者の要求を満たすこと、意図した結果に至ること、いかなるソフトウェア、システム又はその他の第三者サービスと互換性を有するかこれらと共に作動すること、あるいは、安全で、有害コードがなく、エラーもないことについて、いかなる種類の保証も行わない。すべてのオープンソースコンポーネント及びその他のサードパーティ資料は「現状有姿」で提供され、それらに関する表明又は保証は、ライセンサーと、当該オープンソースコンポーネント及びサードパーティ資料の所有者又はディストリビューターとの間でのみ行われるものとする。

14. 付随的損害、派生的損害、その他の特定の損害の排除

コグネックスは、適用法により許容される最大の範囲において、いかなる場合にも、契約、過失、厳格責任、製造物責任又はその他のコモンロー上若しくは衡平法上の理論の下、本コグネックスソフトウェアの使用に起因し又はその他の形で本契約条項に関連して発生する、間接的損害、特別損害、付随的損害又は派生的損害のすべてについて、その原因を問わず、また、当該各損害の可能性について事前に知らされていたか否かにかかわらず、責任を負わない（なお、これらの損害には、逸失利益、データの喪失、事業中断、人身傷害、プライバシーの喪失、信義誠実義務や善管注意義務などの義務の不履行、過失、その他の金銭的損失等に係る損害が含まれるが、これらに限られない）。

15. 責任制限

契約不履行、不法行為（過失を含む）またはその他の理由によるかを問わず、何らかの理由で損害が生じた場合、本契約条項に基づくコグネックス及びそのサプライヤーの全責任、並びに、本契約に基づくライセンシーの唯一の救済は、本コグネックスソフトウェアに対してライセンシーが支払った金額を限度とする。前述の制限、除外及び否認（「保証の否認」及び「付随的損害、派生的損害、その他の特定の損害の排除」と題する条項を含む）の規定は、救済がその本質的目的を果たさない場合であっても、適用法により許容される最大の範囲で適用されるものとする。

16. 本ライセンス料

すべての本ライセンス料は、本オーダーフォームに記載された方法により前払いの形で支払われものとし、返金不可とする。いかなるライセンスの更新も、当該更新に係る料金の全額の支払が完了する時までは、効力を生じないものとする。「**本ライセンス料**」とは、本契約に基づき許諾されたライセンスの対価としてライセンシーが支払うライセンス料をいう。「**本オーダーフォーム**」とは、ライセンシーによる本契約記載の本コグネックスソフトウェアのライセンスの購入のために、ライセンシー又はライセンシーの代理人から提出され、コグネックスが承諾するオーダーフォーム又は発注書をいう。

17. 契約期間及び終了

本契約及び本契約に基づく本ライセンスは、本契約の定めに従い早期解除された場合を除き、本オーダーフォームに記載された製品若しくはライセンスの説明において規定されたライセンス期間にわたり、又は本オーダーフォームに期間の明記がないときは、本オーダーフォームに記載された製品識別番号別の製品説明において規定された期間にわたり、有効に存続するものとする（以下、当該期間を「**契約期間**」という）。ライセンシーが本契約の条項を違反した場合は、本契約及び本契約に基づき許諾された本ライセンスは、全面的かつ自動的に終了する。ライセンシーは、本コグネックスソフトウェアの使用を停止し、かつ、本コグネックスソフトウェアの一切を破棄することにより、本契約を解除することができる。ライセンシーが破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始、その他の倒産手続を申立てた場合、若しくは申し立てられた場合、コグネックスは、何らの催告を要することなく、直ちに、本契約を解除することができる。本契約が終了した場合、ライセンシーは、本コグネックスソフトウェアの使用の一切を中止し、かつ、ライセンシーの管理下にある本コグネックスソフトウェア及び関連資料をコグネックスに返還又は破棄し、その旨をコグネックスに証明するものとする。本契約が終了した場合でも、当該終了以前に弁済期が到来したすべての本ライセンス料に関するライセンシーの支払義務は、当該終了による影響を受けることなく存続し、またライセンシーに払い戻しを受ける権利が

与えられることもない。契約の解除は、本契約の規定に従いすでにライセンシーからライセンシーの顧客に許諾されたサブライセンスには影響を与えない。ただし、当該サブライセンスがその許諾時に有効なものであり、かつ、サブライセンシーである当該顧客が本契約の条項を完全に遵守していることを条件とする。本契約において許諾された本ライセンスを除き、また、本契約に別段の明示の定めがある場合を除き、本契約の規定は、契約終了後も存続するものとする。

18. オープンソースソフトウェア

本コグネックスソフトウェアには、General Public License（以下「GPL」という）、Lesser General Public License（以下「LGPL」という）又はその他のオープンソースライセンスの対象となるソフトウェアから派生した単数ないし複数のコンポーネントが含まれる場合がある。そのようなコンポーネントは、本契約ではなく、GPL、LGPL、又は該当する場合には、その他のオープンソースライセンスに基づきライセンス供与される。ライセンシーには、(i) 当該オープンソースライセンスを遵守すること、及び(ii) 当該オープンソースライセンスの要求をサブライセンシーに適切に伝達すること、を確実に実施する責任がある。本コグネックスソフトウェアのいずれかの部分又はバージョンについて、その他のソフトウェア又は著作物に適用されるライセンス条件により、(a) ソースコード形式での提供が求められる場合、(b) 無償若しくは最低限の料金での提供が求められる場合、(c) 派生著作物の創出のためのライセンス供与が求められる場合、又は(d) コグネックスの所有する若しくはコグネックスにライセンス供与された知的財産に基づく権利、免責特権の第三者への付与をコグネックス若しくはそのライセンサーが求められる場合には、ライセンシーは、本コグネックスソフトウェアの当該部分又はバージョンを当該他のソフトウェア又は著作物と共に使用することを明示的に禁止される。本コグネックスソフトウェアと共に配布されるオープンソースソフトウェアに関する情報は、本コグネックスソフトウェアのインストーラファイル、ユーザーマニュアル、またはwww.cognex.com/open-sourceで確認できる。

19. 秘密保持

本契約において、「**秘密情報**」とは、本契約に基づき、又は本契約に関連して、コグネックスにより又はコグネックスに代わって開示される非公開情報であって、その開示の時点で秘密であることが明示されたもの、又は情報の性質上及び/若しくは開示の状況に鑑みて秘密若しくは専有であると合理的に判断されるものをいう。ただし、(i) コグネックスによる開示によらずして一般に入手可能である情報、(ii) ライセンシーが本契約の締結日以前にコグネックス若しくはその代理人以外の情報源から秘密保持義務を課されることなく知得していた情報、(iii) ライセンシーが秘密情報によることなく独自に開発した情報、又は(iv) 契約上、法律上、信認上若しくはその他の義務によりライセンシーに対する情報開示を禁止されていないいずれかの情報源（コグネッ

クス又はその代理人以外) から秘密保持義務を課されることなくライセンシーに適法に知らされた情報に限り、秘密情報から除外される。これらの秘密情報の例外の適用性に関して何らかの紛争が生じた場合、その立証責任はライセンシーが負担するものとし、また、当該立証は、明瞭かつ説得力のある証拠をもって行われなければならないものとする。ライセンシーは、秘密情報を秘密に保持し、本契約上の自己の明示的な権利の行使又は自己の明示的な義務の履行に必要な場合を除き、秘密情報を開示又は使用してはならない。ライセンシーは、自己の従業員又はコンサルタントのうち、本契約に関連して秘密情報を知る必要があり、かつ、本契約の定めに従い秘密情報を秘密に保持することに同意した者に限り、秘密情報を開示することができる。前述の定めにかかわらず、ライセンシーは、裁判所、行政機関又はその他の政府機関の命令、要求事項に従い、必要な範囲で秘密情報を開示することができる。ただし、ライセンシーは、法律で認められる範囲で、当該命令又は要求事項を速やかにコグネックスに通知し、コグネックスが保護命令を求めることができるようにしなければならない。本契約上のライセンシーの秘密保持義務は、秘密情報が上記(i)乃至(iv)のいずれかの適用法の下で企業秘密としての資格を失う時まで継続する。ライセンシーは、(i) 新製品及び/又は未発表製品（新製品及び未発表製品の存在と機能、製品の開発計画、ロードマップ、プロジェクト、新製品及び未発表製品の使用目的などを含むがこれらに限られない）に関する情報、(ii) 製品の性能（製品の強度、限界又は脆弱性に関する試験及び/又は評価の結果を含む。）に関する情報、並びに、(iii) 本コグネックスソフトウェアに関する情報が秘密情報として扱われることを認め、これに同意する。ライセンシーは、本コグネックスソフトウェアを保護するため、合理的なアクセス制御及びシステム安全性を維持するものとする。

20. 米国政府エンドユーザー

本コグネックスソフトウェアは、(i) CFR（連邦行政命令集）第48編第2.101条で定義される「商業品目（Commercial Item）」に相当するものであり、(ii) 「商業コンピュータソフトウェア（Commercial Computer Software）」及び/又は「商業コンピュータソフトウェア文書（Commercial Computer Software Documentation）」としてのみ提供されるものであり、かつ、(iii) CFR第48編第12.212条又はCFR第48編第227.7202条（該当する場合）の規定又はその後継規定の適用を受けるものである。アメリカ合衆国、その部局及び/又は機関（以下「**米国政府**」という）のために、又はこれらに代わって、直接的又は間接的に取得された本コグネックスソフトウェアは、本契約の規定に従って本契約上の他のエンドユーザーに付与される権利のみを付した形で提供されるものとし、米国政府による使用、複製又は開示には、CFR第48編第52.227-19条の商業コンピュータソフトウェア制限付き権利条項の(c)(1)号及び(c)(2)号（該当する場合）又はその継承規定が適用される。製造者は、コグネックス Corporation [住所：One Vision Drive, Natick, MA 01760-2059] である。本コグネックスソフトウェアは、公開市場において、市場価格でライセンス供与される。本コグネックスソフトウェアは、米国政府の資金

を一切使用することなく、完全に自費で開発されたものである。

21. 輸出規制

ライセンサーは、米国輸出管理規則等、本コグネックスソフトウェアに適用されるあらゆる国際法及び国内法のほか、本コグネックスソフトウェアに関して管轄権を有する米国政府その他の政府の輸入、輸出、再輸出、最終用途、エンドユーザー及び仕向国に関する制限事項を遵守することに同意する。

22. 準拠法

本契約は、抵触法の原則にかかわらず、アメリカ合衆国マサチューセッツ州法に準拠するものとし、また、国際物品売買契約に関する国際連合条約の適用は排除される。

23. 検証及び監査権

ライセンサーは、本コグネックスソフトウェアの使用について毎年見直しを行い、本契約を完全に遵守していることをコグネックスに書面で証明するものとする。ライセンサーは、もし本契約の不遵守を発見した場合、直ちに是正のうえ、当該不遵守及び是正の詳細を書面でコグネックスに通知するものとする。ライセンサーは、コグネックスに対し、当該不遵守のさらなる評価、是正のためにコグネックスが合理的に要請するあらゆる支援を提供するものとする。ライセンサーは、コグネックスから要請があった場合、ライセンサーにおける本コグネックスソフトウェアの使用が本契約に適合しているか否かを判断するために、コグネックスがライセンサーの関連施設、製品及び記録について合理的な現地監査又は遠隔監査を実施することを許可しなければならない。ライセンサーは、当該監査においてコグネックスに合理的に協力し、かつ、コグネックスを支援するものとする。当該監査は、ライセンサーの通常の営業時間内に、ライセンサーの事業活動を不当に妨げるものがない形で実施されるものとする。当該監査により、ライセンサーにおける本コグネックスソフトウェアの使用が本契約において許可された使用限度を超えているか、超えていたと判断された場合、(i) ライセンサーは、コグネックスから当該判断について記載した書面による通知を受領した日から10日以内に、当該超過使用に対する本ライセンス料を遡及してコグネックスに支払い、かつ、ライセンサーによる使用を本契約に準拠させるために有効なライセンスを取得し、その支払いを行うものとする。上記に従って支払うべき本ライセンス料の決定にあたり、(x) ライセンサーが証拠書類をもって別段の証明を行うことができる場合を除き、本コグネックスソフトウェアの一切の超過使用は、本契約の開始日に、又は、それより遅い場合は、本契約に基づきコグネックスが従前に行った監査の完了日において開始され、その後中断されずに継続したとみなされるものとし、かつ、(y) 当該本ライセンス料の決定は、当該使用が使用開始（又はみなし開始）の前に適切に

ライセンス供与されていたとすればライセンシーが権利を有していたはずの割引を考慮することなく行われるものとする。当該使用が本契約において許可された使用限度を20%超えているか、超えていた場合には、コグネックスは、ライセンシーに書面で通知することにより、本契約及び本契約に基づき許諾されたライセンスを直ちに解除することができる。本条に定めるコグネックスの救済手段は重疊的なものであり、本契約に基づくかその他に基づくかを問わず、コグネックスがコモンロー上又は衡平法上有する可能性のあるその他すべての救済手段に取って代わるものではなく、それらに追加されるものとなる。

24. 譲渡

ライセンシーは、コグネックスの書面による事前の同意なしに、本契約上の地位を譲渡又は移転することはできない。コグネックスは、ライセンシーへの通知を要することなく、本契約上の自己の権利及び義務の一部又は全部を譲渡又はその他の方法で移転することができる。

25. 衡平法上の救済

両当事者は、本コグネックスソフトウェアに係るコグネックスの知的財産権に悪影響を及ぼすような本契約の違反が金銭的損害賠償では十分な救済となり得ない回復不能な損害をコグネックスにもたらしうるため、コグネックスが本契約又はコモンロー上の権利に基づく救済に加え、衡平法上の救済を受ける権利を有することに合意する。

26. 権利不放棄

コグネックスによる本契約の条項に基づく権利の不行使は、当該条項又はその他の条項に基づくその後の権利行使の放棄とはみなされず、また、本契約上の権利の単独又は一部行使は、本契約上のその他の権利のその後の行使を妨げるものではない。

27. 分離可能性

理由の如何を問わず、管轄裁判所が本契約のいずれかの条項又はその一部を執行不能と判断した場合、本契約の当該条項は、許容される最大の範囲において執行されるものとし、かつ、本契約の残りの条項は完全に有効なものとして存続する。

28. 完全合意

本契約は、本オーダーフォーム、適用される修正条項及び製品固有の補足条項と共に、本契約の主題に関する両当事者間の了解事項及び合意事項のすべてを定めたものである。コグネックスは、コグネックスのウェブサイト上に修正条項を掲載することに

より、本契約をいつでも修正することができるものとし、当該修正条項は、掲載から30日後に自動的に効力を生じるものとする。いかなるベンダー、ディストリビューター、再販業者、ディーラー、小売業者、営業担当者、その他の者も、本契約を修正したり、本契約においてなされる保証、表明若しくは約束とは異なる、又はこれらに追加される保証、表明若しくは約束を行う権限をコグネックスから付与されていない。発注書のいかなる記載事項も、いかなる形であれ、本契約の条項を追加し、修正し、置換し、又はこれらに取って代わることを定めたものではない。本契約の英語版と日本語版との間に矛盾が生じた場合は、英語版を優先する。